

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

3. 次期制度改正について

次期制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域において医療・介護等関係機関の連携や態勢の構築が図られるよう、情報提供を行うとともに、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

さらに、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等の人員配置について、国の基準を充たすために必要な経過措置や緩和措置を講じるとともに、人件費に係る財政支援を拡充すること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じること

のないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等は、地域により偏りがあることから、適切な支援と弾力的な対応を図ること。

② 新しい総合事業について、過度な利用者負担の増や入所規制等のサービス低下が生じないように、移行に伴い増加が見込まれる人件費に財政措置を講じること。

③ 事業費の上限については、都市自治体において多様な事業の実施が求められていることを勘案し、地域の実態等を踏まえ、弾力的なものとする。

④ 地域支援事業への移行に当たっては、早期に国民や事業所への周知徹底を図るとともに、円滑な導入と効率的な事業実施のため、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、速やかな情報提供、指針の提示、先進事例の周知、研修の実施等、十分な支援を行うこと。

⑤ 認知症関連事業について、地域支援事業への移行後も補助制度を維持すること。

(3) 軽度の要介護者に係る特別養護老人ホームへの入所については、地域の実態を十分検証したうえで、具体的な指針を示すこと。

(4) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。

4. 介護報酬等について

平成 27 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。